

長崎大学における教養教育の審査に係る学生の不正行為の取扱いに関する細則

(平成16年9月30日細則第31号)

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎大学教養教育履修規程(平成24年規程第2号。以下「履修規程」という。)第14条第4項及び長崎大学における夜間主コースの教養教育の履修に関する規程(平成24年規程第3号)第10条第4項の規定に基づき、教養教育の審査において不正行為を行った学生(以下「不正行為学生」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この細則は、教養教育の授業科目を履修するすべての学生を対象とする。

(審査の範囲)

第3条 教養教育の審査は、試験、論文、レポート等の方法により各学期末の試験期間(各学期を前半及び後半に分けて授業科目を開設した場合は、その期間の末に行われる試験期間を含む。)又は随時行われるもので、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 教養教育授業計画書(シラバス)の成績評価の方法欄に掲載されたもの

(2) 所定の様式により長崎大学教務委員会委員長(以下「委員長」という。)に実施の届出があり、かつ、公示されたもの

2 前項の規定にかかわらず、履修規程第21条の規定により他の大学(放送大学を含む。)又は短期大学における授業科目(以下「単位互換科目」という。)を履修する場合の審査は、当該大学等が定める方法とする。

(処置内容)

第4条 不正行為学生に対する処置は、その期に履修した教養教育のすべての授業科目についてその審査を無効とし、その期に修得した単位互換科目のすべての単位について教養教育の単位として認めない取扱いとする。

(不正行為の届出)

第5条 授業担当教員(試験監督補助者を含む。以下同じ。)は、教養教育の審査において不正行為の疑いがあると判断した場合は、所定の報告書により委員長に届け出るものとする。

(事情聴取)

第6条 不正行為の疑いがある学生に対する事情聴取は、授業担当教員の立会いの下に、長崎大学教務委員会教養教育実施専門部会(以下「専門部会」という。)及び専門部会に置く科目別小委員会の委員のうち委員長の付託を受けた者(以下「事情聴取者」という。)が行う。

(事実認定)

第7条 不正行為に係る事実認定は、事情聴取者による事情聴取の結果を基に、長崎大学教務委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(異議申立て)

第8条 前条の規定による事実認定に不服がある学生は、委員長から告知を受けた日から2週間以内に文書により委員会に異議申立てを行うことができる。

2 委員会は、前項の異議申立てがあった場合、必要な調査を行った上、改めて事実認定を行うものとする。

(決定及び通知)

第9条 前条の所定の期日までに異議申立てがなかった場合又は異議申立てに基づく事実認定においても不正行為があったと認定された場合、委員長は、認定内容及び第4条の処置内容を決定の上、文書により不正行為学生及び不正行為学生が所属する学部長に通知するものとする。

附 則

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在本学に在学している者(以下「在学者」という。)及び平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学における教養教育の考査に係る学生の不正行為の取扱いに関する細則の規定(第6条及び第7条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。